

別紙 1

表1 加算算定対象サービス

サービス区分	福祉・介護職員処遇改善加算					福祉・介護職員処遇改善特別加算()	福祉・介護職員等特定処遇改善加算		
	キャリアパス要件等の適合状況に応じた 加算率						配置等要件に応じた 加算率		
	福祉・介護職員処遇改善加算() に該当(ア)	福祉・介護職員処遇改善加算() に該当(イ)	福祉・介護職員処遇改善加算() に該当(ウ)	福祉・介護職員処遇改善加算() に該当(エ)	福祉・介護職員処遇改善加算() に該当(オ)		福祉・介護職員等特定処遇改善加算() に該当(区分なし含む)	福祉・介護職員等特定処遇改善加算()に該当()	
居宅介護	27.4%	20.0%	11.1%				4.1%	7.0% 5.5%	
重度訪問介護	20.0%	14.6%	8.1%				2.6%	7.0% 5.5%	
同行援護	27.4%	20.0%	11.1%				4.1%	7.0% 5.5%	
行動援護	23.9%	17.5%	9.7%				3.4%	7.0% 5.5%	
重度障害者等包括支援	8.9%	6.5%	3.6%				0.3%	6.1% △	
生活介護	4.4%	3.2%	1.8%				0.6%	1.4% 1.3%	
施設入所支援	8.6%	6.3%	3.5%				0.9%	2.1% △	
短期入所	8.6%	6.3%	3.5%				0.9%	2.1% △	
療養介護	6.4%	4.7%	2.6%				0.5%	2.1% 1.9%	
自立訓練(機能訓練)	6.7%	4.9%	2.7%				0.8%	4.0% 3.6%	
自立訓練(生活訓練)	6.7%	4.9%	2.7%				0.8%	4.0% 3.6%	
就労移行支援	6.4%	4.7%	2.6%			(ウ)により算出した単位(一単位未満の端数四捨五入) × 0.8	0.9%	1.7% 1.5%	
就労継続支援A型	5.7%	4.1%	2.3%				0.7%	1.7% 1.5%	
就労継続支援B型	5.4%	4.0%	2.2%				0.7%	1.7% 1.5%	
共同生活援助(指定共同生活援助)	8.6%	6.3%	3.5%				1.0%	1.9% 1.6%	
共同生活援助(日中サービス支援型)	8.6%	6.3%	3.5%				1.0%	1.9% 1.6%	
共同生活援助(外部サービス利用型)	15.0%	11.0%	6.1%				2.3%	1.9% 1.6%	
児童発達支援	8.1%	5.9%	3.3%				1.0%	1.3% 1.0%	
医療型児童発達支援	12.6%	9.2%	5.1%				2.0%	1.3% 1.0%	
放課後等デイサービス	8.4%	6.1%	3.4%				1.1%	1.3% 1.0%	
居宅訪問型児童発達支援	8.1%	5.9%	3.3%				1.1%	1.1% △	
保育所等訪問支援	8.1%	5.9%	3.3%				1.1%	1.1% △	
福祉型障害児入所施設	9.9%	7.2%	4.0%				0.8%	4.3% 3.9%	
医療型障害児入所施設	7.9%	5.8%	3.2%				0.5%	4.3% 3.9%	
障害者支援施設が行う生活介護	6.1%	4.4%	2.5%				0.6%	1.7% △	
障害者支援施設が行う自立訓練(機能訓練)	6.8%	5.0%	2.8%				0.8%	2.6% △	
障害者支援施設が行う自立訓練(生活訓練)	6.8%	5.0%	2.8%				0.8%	2.6% △	
障害者支援施設が行う就労移行支援	6.7%	4.9%	2.7%				0.9%	1.8% △	
障害者支援施設が行う就労継続支援A型	6.5%	4.7%	2.6%				0.7%	1.8% △	
障害者支援施設が行う就労継続支援B型	6.4%	4.7%	2.6%				0.7%	1.8% △	

1 福祉・介護職員処遇改善加算()及び()並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算は令和3年3月31日で廃止。

2 上記 1 の経過措置として、令和3年3月31日から引き続き算定する場合のみ、令和4年3月31日まで算定可能。

3 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスとは別の加算率を適用する。

表2 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援(移行)、地域相談支援(定着)	0%

表3 キャリアパス要件等の適合状況に応じた区分<処遇改善加算>

福祉・介護職員処遇改善加算()	4-(1)- のキャリアパス要件、キャリアパス要件、キャリアパス要件、職場環境等要件の全てを満たす対象事業者
福祉・介護職員処遇改善加算()	4-(1)- のキャリアパス要件、キャリアパス要件 及び職場環境等要件の全てを満たす対象事業者
福祉・介護職員処遇改善加算()	4-(1)- のキャリアパス要件 又はキャリアパス要件 のどちらかを満たすこと 加え、職場環境等要件を満たす対象事業者
福祉・介護職員処遇改善加算()	4-(1)- のキャリアパス要件、キャリアパス要件 又は職場環境等要件のいずれかを満たす対象事業者
福祉・介護職員処遇改善加算()	4-(1)- のキャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たしていない対象事業者

表4 配置等要件に応じた加算率<特定加算>

福祉・介護職員等特定待遇改善加算()	4-(2)- の職場環境等要件、配置等要件、待遇改善加算要件及び見える化要件の全てを満たす対象事業者 重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあたっては、配置等要件に関する加算が無いため、配置等要件は不要とする。
福祉・介護職員等特定待遇改善加算()	4-(2)- の職場環境等要件、待遇改善加算要件及び見える化要件の全てを満たす対象事業者

表5 職場環境等要件

入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ・事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ・エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入 ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備 ・有給休暇が取得しやすい環境の整備 ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ・障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施 ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末やインカム等のＩＣＴ活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 ・高齢者の活動（居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化 ・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備 ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ・利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ・支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

表6、7 職員分類の変更特例の例示 <特定加算>

以下の表6、7は、障害福祉サービス等の特性を踏まえた、職員分類の変更特定の適用例を示すものであるが、例示に該当する者を必ず変更しなければならないものではなく、それぞれの事業所等において、経験・技能等を鑑みて、通常の職員分類では適正な評価ができる職員がいるかどうかを考慮し、職員分類の変更特例を適用するかどうかを判断してください。

表6

a 通常の分類では「他の障害福祉人材」に分類される職員であって、研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の職員（例）	強度行動障害支援者養成研修修了者
	手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者
	点字技能土、点字指導員、点字通訳者
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者
	失語症者向け意思疎通支援者養成研修修了者
	サービス管理責任者研修修了者
	児童発達支援管理責任者研修修了者
	サービス提供責任者研修修了者
	たんの吸引等の実施のための研修修了者
	職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修修了者
	相談支援従事者研修修了者
	社会福祉主事
	教員免許保有者
	など

表7

b 通常の分類では「その他の職種」に分類される職員であって、個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している職員（例）	職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修修了者
	障害者の芸術文化活動を指導する職員
	障害者のスポーツ活動を指導する職員
	工賃・賃金の向上に寄与する職員
	障害者ITセンター
	サービス管理責任者研修修了者
	産業カウンセラー資格保有者
	など

図1 福祉・介護職員等特定待遇改善加算の配分方法のイメージ

